

令和4年第3回見附市教育委員会定例会 議事録

○招集日時 令和4年5月27日(金) 14時00分

○招集場所 見附市役所 402会議室

○会議に付した議件

議第29号 専決処分について(見附市スポーツ推進委員の解嘱について)

議第30号 専決処分について(見附市学校給食運営委員会委員の委嘱について)

議第31号 専決処分について(見附市立学校学校運営協議会委員の委嘱について)

議第32号 専決処分について(見附市青少年育成センター運営委員会委員の委嘱について)

議第33号 専決処分について(見附市教育センター運営委員会委員の委嘱について)

議第34号 専決処分について(見附市就学支援委員会委員及び相談員の委嘱について)

議第35号 専決処分について(見附市子ども・子育て地域協議会委員の委嘱について)

議第36号 専決処分について(見附市子ども支援対策地域協議会委員の委嘱について)

議第37号 専決処分について(見附市母子保健推進員の依頼について)

議第38号 専決処分について(見附市学校給食運営委員会委員の委嘱について)

議第39号 専決処分について(見附市社会教育・スポーツ推進審議会委員の委嘱について)

議第40号 専決処分について(令和4年度一般会計補正予算のうち教育関係予算

について)

- 議第41号 見附市児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則の制定について
- 議第42号 【議案撤回】
- 議第43号 見附市不妊治療費助成事業実施要綱の制定について
- 議第44号 見附市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い要綱の制定について
- 議第45号 見附市高等職業訓練促進給付金等交付要綱の一部を改正する要綱の制定について
- 議第46号 見附市自立支援教育訓練給付金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について
- 議第47号 見附市子ども支援対策地域協議会運営要綱の一部を改正する要綱の制定について
- 議第48号 令和4年度一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原案について

○出席者（4名）

教 育 長	渡 邊 茂 夫
委 員	小 林 弘 武
委 員	齋 藤 義 章
委 員	齋 木 可 奈 子

○事務局出席者

教育部長兼教育総務課長	近 藤 芳 生
学校教育課長	佐 藤 昌 弘
こども課長	伴 内 正 美
まちづくり課長	大 野 務

教育総務課長補佐 湊 屋 一 樹

学校教育課長補佐 関 拓 也

こども課長補佐 鈴 木 浩

教育総務課係長 山 谷 一 憲

14時00分開会

教 育 長

只今より、令和4年第3回見附市教育委員会定例会を開会いたします。

本日は、都合により欠席の旨、小倉委員から通知がありましたので報告します。

これにより本日の出席者は4名となっておりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条に規定の過半数の出席を満たしていますので、会議は成立することを報告します。

教 育 長

日程第1 議事録署名委員の指名を行いません。

議事録署名委員は、会議規則第27条の規定により小林委員を指名します。

教 育 長

日程第2 報告事項

報告1 「令和4年度新潟県市町村教育委員会連合会定期総会及び研修会の参集による開催の中止について」を教育部長より説明願います。

教育部長兼教育総務課長

「令和4年度新潟県市町村教育委員会連合会定期総会及び研修会の参集による開催の中止について」報告いたします。

7月15日に妙高市で予定されていましたが「県市町村教育委員会連合会 定期総会及び研修会」ですが、意向調査の結果、参集による開催を中止し、各教育委員会へ議案を送付する書面決議となりましたので報告いたします。

以上でございます。

教 育 長

只今の報告に対して、質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

次に、報告2「新型コロナウイルス感染症の状況について」を学校教育課長、こども課長より説明願います。

学校教育課長

「教育委員会関係における新型コロナウイルス感染症の状況について」説明します。

4月は市内小・中・特別支援学校の児童生徒、教職員の新型コロナウイルスへの感染が確認されました。学校内での感染の広がりは見られず、家族による家庭内感染の報告が多くありました。

4月に学校内での濃厚接触や、保育園に通う兄弟の濃厚接触による感染拡大防止のため、臨時休業の措置をとった学校が2校ありました。5月に入り感染報告は減少しております。

以上でございます。

こども課長

こども課関係の状況について説明いたします。

前回の報告は、2月22日の定例教育委員会でしたので、今回は、3月以降の状況について報告させていただきます。

公立保育園につきましては、3月から4月までにおいては、感染者の発生により、休園措置をとった公立保育園は、1件でありました。

5月に入りまして、公立保育園では、職員及び園児の感染情報はありません。ゴールデンウィーク明けの感染拡大が心配されていましたが、とても落ち着いている状況であります。

また、私立保育園等については、感染者発生時は、それぞれの運営者が対応することとし、市から私立保育園等の感染状況を公表することはしておりません。

小学生が利用している放課後児童クラブにつきましては、3月以降についての休業はありませんでした。

次に、こども課の事業等の状況についてであります。子育て支援センターは、3月からは通常開館で運営を継続しています。

また、母子保健関係においては、昨年度は、市内での感染状況により、担当医師と相談し、集団健診を延期するケースが生じたので、昨年度の未受診者の対応を含め、今年度につきましては、現在、予定通り順調に事業を進めています。

また、各種教室など、コロナ禍以前は集団で行っていた事業につきましては、現在ハイブリット形式で実施しています。オンラインでの参加と、会場での参加が可能ですので、ご都合の良い方法を選択していただくことにより、利便性と感染拡大防止の両面からメリットがあるものと感じているところであります。

今後も感染対策を講じながら、できる限り事業を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

教 育 長

只今の報告に対して、質問ございませんか。

小 林 委 員

直接関係していないとは思いますが、子どもたちのワクチン接種状況は把握しますでしょうか。

こども課長

5歳から11歳までが小児の接種になっております。

5月16日現在、対象の子ども2168人のうち、1回目接種が終わっている人は836人、率にして38.6%、2回目接種まで終わっている人が790人、36.4%という数字になっています。

また、全国では1回目接種が終わっている人が15%、新潟県では21.8%です。なので、国や県に比べて見附市の小児の接種率は、非常に良い状況です。

齋藤委員

ここ最近、マスクを着けるか着けないかということが、国会やマスコミなど色々な場所で話題となっています。

見附市の各学校、保育園では現在どういう指導がされているのか。

また、今後市教委としてどう対応していくのか、お聞かせください。

学校教育課長

県からも5月25日通知があったところですが、市としては県の通知に基づき、市内へ発出したところです。

内容につきましては、人と人の距離がしっかりと確保できる場合、また人との距離が確保できなくても会話をほとんどしない場合は、マスクを着けないことを推奨するというので、指導に当たって欲しいとお願いしております。

屋内につきましても、人との距離が確保できる場合、また会話をほとんどしない場合も、熱中症の恐れがなければマスクを外して活動するというので指導しています。

その際、マスクを必ずしも外したくないという子どもがいる場合があると考えられますので、マスクをしないことに対する差別的な言動がないように充分指導するよう各学校に周知しています。

以上でございます。

こども課長

保育園、認定こども園の関係では、これまでもマスクを必ず着けるということを一律に求めていませんが、5月25日に新たに国からマスク着用に関する通知が出ています。

内容につきましては、2歳未満の子どもについては、マスクの着用は推奨しませんということと、2歳以上の就学前の子どもにつきましては、他者との距離にかかわらずマスクの着用を一律には求めていませんということで、これから暑くなり、熱中症の対策ということで、リスクが高い場合はマスクを外させるようにしてください、ということですので、国からの通知にもとづきまして、市内各園に情報提供をお願いしていきたいと考えています。

以上でございます。

齋藤委員

今のことに関連してですが、マスコミで報道されていることは、県から通知が来ていて、その内容にそって各学校に指導がされている、ということでしょうか。私はこれから指導がされると思っていました。

先日、テレビでも同じような報道がされていて、教師が「こういう場合がマスクを着けなくてもいいよ」と言ったが、実際に外す子どもは極めて少なかった、というケースがありました。私はその気持ち分かるなあと思いました。

たまたまマスクを外したけれども、そのことによって周りから嫌がらせを受けるとか、いじめの対象になるということが充分考えられますので、各学校においてはその点について充分配慮していく必要があると思います。

「こういう時は外しても良い」というのは、子どもによって考え方も違うと思いますし、これから「マスクをどう外していくか」ということは、学校現場において大変難しい課題だと思います。

学校教育課長

昨日、保護者あてに「市としてのマスク着用の考え方について」案内を発出しており、各家庭に配布されることになっています。

齋藤委員

では、学校判断でなく、市として統一した指導でやっていくことが原則、ということによいでしょうか。

学校教育課長

細かい部分については、その都度学校で指導することがあるかも知れませんが、原則は、人との距離が取れる場合ということになっています。また、子どもの様子を見ながら、教師が声をかける必要もあると思います。子どもだけの判断ということは、なかなか難しい場合もありますので、そういう働きかけをすることで、子ども自身が判断できるようになれば良いと考えています。

教 育 長

ほかにご質問はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

次に、報告3「第3次見附市公立保育園民営化等実施計画の策定について」をこども課長より説明願います。

こども課長

「第3次見附市公立保育園民営化等実施計画の策定について」報告させていただきます。

令和3年11月29日に開催した教育委員会定例会におきまして、実施計画(案)として詳しく説明をさせていただいたところであります。

その後、1月5日～2月4日までのパブリックコメントを経て、3月に実施計画として策定いたしました。計画案からは、文言など若干の修正をさせていただきましたが、計画の方向性についての変更はございません。

計画の概要は、1つ目として、地域保育園のうち反田保育園と坂井保育園の2園を令和5年度末に閉園。

2つ目としては、公立保育園の名木野保育園と、地域保育園の漆山保育園、和楽保育園を3園セットで令和6年度から民営化。

3つ目として、公立保育園の本所保育園、桜保育園、わかば保育園の3園の保育提供量の調整をし、3園で50人の保育提供量を減らす計画であります。

この計画を推進していくために、令和3年度中に、閉園する予定の反田保育園、坂井保育園の保護者説明会を開催しました。保護者からは、子どもが卒園するまでは現在の園で過ごしたかった、というご意見がありましたので、転園については保護者のご希望をよくお聞きし、丁寧に対応させていただく旨の説明をいたしました。また、現在の担当保育士への信頼の気持ちが伺える発言もありました。

令和4年度に入りまして、今月5月には、3園セットで民営化を予定している名木野保育園、漆山保育園、和楽保育園の保護者説明会を開催しました。ここでも現在の担当保育士への信頼の声が聞かれ、保育現場では保育士が真摯に園児や保護者と向き合い、日々保育にあたっている姿が伺えました。

そのほか、保育料のことや移管先の選定に関すること等についての質問がありました。

閉園する園、民営化する園の両方に共通しているご意見としましては、障害があるお子さんの保護者からは、転園や運営者が変わることへの不安の声がありましたが、丁寧な引継ぎを実施させていただく旨を説明いたしました。

いずれも、計画内容を理解された上でのご意見、ご発言であるという受け止めであります。

令和4年度は、民営化する園の移管先を選定する年となります。見附市で育つ子どもたちが、より良い保育環境の中で、就学前の生活の場として過ごすことができるように、丁寧にこの計画を進めていきたいと考えております。

報告は以上でございます。

教 育 長

只今の報告に対して、質問ございませんか。

齋 木 委 員

民営化されたその後は、保育士の異動は多少でも発生するのでしょうか。それともガラッと大きく変わっていくのでしょうか。

こども課長

新しく移管する移管先の法人には、今の保育士さんの雇用について、できる限り雇用促進をお願いする予定ですが、法人が既に雇用している職員と、新たな職員との法人内の異動は考えられますので、今の保育園に勤務している保育士さんが、そのまま同じ園に残るということではなく、入れ替わりはあると思います。

このことから、保育士の異動はあるものと思ってもらった方がよいと思います。

その時に、今の馴染みの担当保育士さんから変わる可能性があるかも知れないことを、保護者のみなさんは不安に思われてるかもしれませんが、移管先が決まり、引き継ぎ期間の中で新しい保育園の運営者や保育士と、現在担当している保育士との間で、お子さんの特性などをしっかり引き継ぎ、移管していきたいと考えています。

齋 木 委 員

公立保育園では、異動は今までもあったことと思いますが、民営化されて新しい考えを持った方が、トップに立っている中での異動というのは、保護者のみなさんも構えてしまい、一番不安なことではないかと思います。

こども課長

今まで、わかくさ中央保育園（旧見附市立中央保育園）、見附みどり保育園（旧見附市立見附保育園）を民営化した実績があり、民営化後の保護者アンケートで声を聞きますと、非常に良い評価をいただいておりますので、今回の民営化につきまし

ても、保護者のみなさんや園児が不安なく移管先の保育園に行けるように、市としても注力していきたいと考えています。

教 育 長

ほかにご質問はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、以上で報告事項を終了したいと思います。

教 育 長

日程第3、議件に入ります前に、議第42号について議案の撤回の申し出がありましたので、こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第42号であります。議案について研究不十分な部分が判明しましたので、議案の撤回をお願いするものであります。

申し訳ありませんでした。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今の説明のとおり、議第42号を撤回いたします。

なお、議第43号以降の議案番号は、繰り上げを行いませんのでご了承願います。

教 育 長

それでは、議第29号「専決処分について（見附市スポーツ推進委員の解囑について）」を議題といたします。

まちづくり課長に説明を求めます。

まちづくり課長

議第29号「専決処分について」ご説明いたします。

専決第3号「見附市スポーツ推進委員の解職について」、令和4年3月31日付で専決処分しましたので、承認をお願いするものでございます。

見附市スポーツ推進委員の若杉リツ氏から、一身上の都合により辞職願が提出されたため、「見附市スポーツ推進委員に関する規則」第5条第2項の規定により、任期途中ですが、令和4年3月31日付でスポーツ推進委員を解職するものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第30号「専決処分について（見附市学校給食運営委員会委員の委嘱について）」から、議第37号「専決処分について（見附市母子保健推進員の依頼について）」まで、4月1日付け専決処分の8案を一括して議題とします。

関係課長から順に説明を求めます。

教育部長兼教育総務課長

議第30号「専決処分について」説明いたします。

専決第4号「見附市学校給食運営委員会委員の委嘱について」令和4年4月1日付で専決処分いたしましたので、承認をお願いするものでございます。

現在の学校給食運営委員会委員は、4月の教職員の人事異動に伴い5名の校長先生について委嘱替えを行うものでございます。任期につきましては、前任者の残任期間である令和4年4月30日迄とするものであります。

以上でございます。

学校教育課長

議第31号「専決処分について」説明いたします。

専決第5号「見附市立学校学校運営協議会委員の委嘱について」令和4年4月1日付で専決処分いたしましたので、承認をお願いするものでございます。

別記名簿のとおり143名を委員として委嘱することについて専決処分いたしましたので、承認をお願いいたします。任期は令和5年3月31日までの1年間とするものでございます。

続きまして、議第32号「専決処分について」説明いたします。

専決第6号「見附市青少年育成センター運営委員会委員の委嘱について」令和4年4月1日付で専決処分いたしましたので、承認をお願いするものでございます。

人事異動により10名中4人を新たに委員として委嘱することについて専決処分いたしましたので、承認願います。任期は前任者の残任期間の令和4年4月1日から令和5年3月31日までとなります。

続きまして、議第33号「専決処分について」説明いたします。

専決第7号「見附市教育センター運営委員会委員の委嘱について」令和4年4月

1日付で専決処分いたしましたので、承認をお願いするものでございます。

名簿のとおり5名を委員として委嘱することについて専決処分いたしましたので、承認をお願いするものでございます。任期は令和6年3月31日までの2年間となります。

続きまして、議第34号「専決処分について」説明いたします。

専決第8号「見附市就学支援委員会委員及び相談員の委嘱について」令和4年4月1日付で専決処分いたしましたので、承認をお願いするものでございます。

別記名簿にあるとおり委員19名、相談員18名を委嘱することについて専決処分いたしましたので、承認をお願いするものでございます。任期は令和5年3月31日までの1年間とするものでございます。

以上でございます。

こども課長

議第35号「専決処分について」説明させていただきます。

「見附市子ども・子育て地域協議会委員の委嘱」につきまして、専決第9号のとおり、令和4年4月1日付で専決処分いたしましたので、ご承認をお願いするものでございます。

委嘱内容についてですが、「見附市子ども・子育て地域協議会」は、子ども・子育て支援に関する事業について、ニーズに即した効果的かつ効率的な運用を実施するにあたり、学識経験者、幼児教育や保育事業を代表する方や子育て中の保護者など、子ども・子育ての関係者から広く意見を聴取するために設置しているものです。

委員の任期は2年間としており、このたび、令和4年4月1日から令和6年3月31日までを任期としてご委嘱申し上げるものでございます。

続きまして、議第36号「専決処分について」説明させていただきます。

見附市子ども支援対策地域協議会委員の委嘱につきまして、専決第10号のお

り、令和4年4月1日付で専決処分いたしましたので、ご承認をお願いするものでございます。

見附市子ども支援対策地域協議会は、児童虐待を防止するために、関係機関と情報を共有や連携により支援するために設置しているもので、その委員につきましては、「見附市子ども支援対策地域協議会運営要綱」に定める関係機関から、委員を推薦していただき委嘱しているものであります。

このたび、4月の異動等により交代が生じた所属機関から新たに「代表者会議委員」と「実務者会議委員」委員の推薦をいただきましたので、前委員の残任期間の、令和4年4月1日から令和5年3月31日までを任期としてご委嘱申し上げるものであります。

続きまして、議第37号「専決処分について」説明させていただきます。

見附市母子保健推進員の依頼につきまして、専決第11号のとおり、令和4年4月1日付で専決処分いたしましたので、ご承認をお願いするものでございます。

見附市母子保健推進員活動実施要綱に定める推進員として、市の依頼に基づいて家庭訪問をし、市における母子保健活動の推進を図るため、29名に母子保健推進員を依頼するものであります。

任期は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間であります。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本8案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本8案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第38号「専決処分について（見附市学校給食運営委員会委員の委嘱について）」並びに、議第39号「専決処分について（見附市社会教育・スポーツ推進審議会委員の委嘱について）」の、5月1日付け専決処分の2案を一括して議題とします。

関係課長から順に説明を求めます。

教育部長兼教育総務課長

議第38号「専決処分について」説明いたします。

専決第12号「見附市学校給食運営委員会委員の委嘱について」、令和4年5月1日付けで専決処分いたしましたので承認をお願いするものでございます。

学校給食運営委員会委員として名簿記載のとおり、小・中・特別支援学校13校の校長と各校PTAの代表13名、および学識経験者として長岡保健所所長の計27名を委員として委嘱するものです。任期については令和4年5月1日から令和6年4月30日までの2年間とするものです。

以上でございます。

まちづくり課長

議第39号「専決処分について」ご説明いたします。

専決第13号「見附市社会教育・スポーツ推進審議会委員の委嘱について」、令和4年5月1日付けで専決処分しましたので、承認をお願いするものでございます。

委嘱の理由ですが、委員としてお願いしている団体の役員交代がありましたので、学校教育関係者である見附市PTA連合会長の榎本摂子（えのもとせつこ）氏を委員として委嘱するものでございます。なお、任期は令和4年5月1日から令和5年3月31日までとなっております。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本2案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（各委員から「異議なし」の声あり）

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本2案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第40号「専決処分について（令和4年度一般会計補正予算のうち教育関係予算について）」を議題とします。

こども課長、教育部長に説明を求めます。

こども課長

議第40号「専決処分について」説明させていただきます。

令和4年度一般会計補正予算のうち教育関係予算について、専決第14号のとおり、令和4年5月20日付で歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,700万円を追加する専決処分をいたしましたのでご承認をお願いするものであります。

専決内容についてですが、専決日は令和4年5月20日です。専決金額は4,700万円、財源としましては、国庫補助金が4,330万円、地方創生臨時交付金が370万円で全額国費によるものです。

こども課分につきましては、(1)子育て世帯生活支援特別給付金であります。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、食費等の物価高騰等に直面している低所得の子育て世帯の生活を支援するため、国が緊急対策として決定したものであります。

①ひとり親世帯分として2,140万円、②ひとり親世帯以外の子育て世帯分として1,820万円を計上し、対象となる世帯の児童1人あたり5万円を支給するものであります。

こども課分は以上であります。

教育部長兼教育総務課長

続きまして、教育総務課の所管業務に関して説明いたします。

(2)小中特別支援学校における消毒清掃員の配置についてです。

「感染症予防事業(新型コロナ関連)」740万円の増額であります。文部科学省の「学校保健特別対策事業費補助金」等を活用し、市内小・中・特別支援学校の消毒清掃業務をシルバー人材センターへ委託する経費462万5千円と、消毒清掃等に使用する消耗品費277万5千円の計740万円の増額をするものであります。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第41号「見附市児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第41号「見附市児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則の制定について」説明させていただきます。

最初に一部改正の理由でございますが、児童手当法、児童手当法施行令及び児童手当法施行規則が令和4年6月1日から改正されることにより、受給者の支給要件に係る情報等を公簿等で確認できる場合は、現況届の提出が原則として不要となったことに伴い、本規則についてもこれに合わせ改正するものであります。

条文について説明します。

第2条の見出し中、「備えるべき帳簿等」を「管理すべき記録」に改め、同条中「備える帳簿等」を「記録・管理すべき情報」に改め、同条第1号中「台帳」を「情報」に改め、同条第2号中「カード」を「情報」に改め、同条第3号中「簿」を「情報」に改め、同条第4号中「台帳」を「情報」に改めます。

第10条中「公簿等」の次に「(マイナンバー制度による情報連携を含む。)」を加え、第11条中「とき」の次に「又は同条第3項の規定により現況届の提出を省略させたとき」を、「記載事項」の次に「又は公簿等(マイナンバー制度による情報連

携を含む。)により確認した情報」を加えます。

第13条第2項中「公簿等」の次に「(マイナンバー制度による情報連携を含む。)」を加え、第14条中「子ども」を「児童」に改めます。

第15条、第16条、第17条につきましては、引用法条項の誤りを修正するものであります。

附則において、この規則は、令和4年6月1日から施行するものであります。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第43号「見附市不妊治療費助成事業実施要綱の制定について」を議題といたします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第43号「見附市不妊治療費助成事業実施要綱の制定について」説明させていただきます。

最初に要綱制定の理由でございますが、令和4年4月から不妊治療が保険適用化されたことに伴い、これまで県が実施してきた助成制度は、令和3年度中に開始した治療についての経過措置を残し令和3年度で終了しました。

見附市では、保険適用となったといえども本人負担額は決して安価ではない不妊治療を受ける市民の経済的及び精神的負担の軽減を図るため、治療に要する費用の一部を助成するものです。

事業の概要についてですが、対象となる治療は、体外受精や顕微授精の特定不妊治療、タイミング法や人工授精の一般不妊治療、その他医師が認める不妊治療に対して、1回の治療につき8万円を上限に助成を行うものです。保険適用の治療については、治療開始時の年齢や治療回数に制限がありますが、見附市では治療開始時の年齢制限を設けずに、助成回数は子ども1人につき最大6回までとするものです。

次に、条文について説明します。

第1条は、本要綱の目的について、第2条は用語の定義について、第3条は、助成対象者を定めています。

第4条は助成額について、第5条は、助成回数について、第6条は、助成の申請についてを定めています。

第7条は、助成の決定について、第8条は交付決定の取消し等について、第9条はその他としてこの要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとします。

附則において、この要綱は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するものであります。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第44号「見附市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い要綱の制定について」を議題といたします。

こども課長に説明を求めます

こども課長

議第44号「見附市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い要綱の制定について」説明させていただきます。

最初に要綱制定の理由でございますが、国のヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（いわゆる子宮頸がんワクチン）の積極的勧奨の差控えにより、平成9年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた未接種の女子に対して、接種機会を確保する観点から、時限的に従来の定期接種の対象年齢を超えて接種勧奨を開始することになり、定期接種の対象年齢を過ぎてから、接種勧奨開始前に自費で任意接種した女子に対しても医療機関に支払った接種費用の助成を償還払いで行うためのものであります。

次に、条文について説明します。

第1条は、本要綱の目的について、第2条は償還払いの対象者について、第3条

は、償還額の支給等を定めています。

第4条は償還払いの申請及び支給の方式について、第5条は申請期限について、第6条は審査及び支給決定についてを定めています。

第7条は、支給方法、第8条は不当利得の返還、第9条は受給権の譲渡又は担保の禁止について、第10条は関係機関との連携等を定めています。

第11条は委任としてこの要綱に定めるもののほか、償還払いに係る事務の実施に必要な事項は市長が別に定めるものとします。

附則において、この要綱は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するものであります。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第45号「見附市高等職業訓練促進給付金等交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題といたします。

こども課長に説明を求めます

こども課長

議第45号「見附市高等職業訓練促進給付金等交付要綱の一部を改正する要綱の制定について説明させていただきます。

最初に一部改正の理由でございますが、国の母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業についての一部改正に伴い、本要綱もそれに合わせて改正するも、新型コロナウイルス禍で失業するなどしたひとり親世帯に特例で実施している職業訓練支援を令和4年度も継続することから、現在、令和4年3月31日までとしている修業期間を延長し、令和5年3月31日までとするものです。

その他、行政手続きにおける押印の見直しに関し押印廃止をするものです。

条文について説明します。

第3条第1号及び別表中「令和4年」を「令和5年」に改めます。

別記様式につきましては、行政手続きにおける押印の見直しに関し押印廃止をするものです。

附則において、この要綱は、公布の日から施行し、改正後の見附市高等職業訓練促進給付金等交付要綱の規定は、令和4年4月1日から適用するものであります。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第46号「見附市自立支援教育訓練給付金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題といたします。

こども課長に説明を求めます

こども課長

議第46号「見附市自立支援教育訓練給付金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」説明させていただきます。

最初に一部改正の理由でございますが、国の母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業についての一部改正に伴い、その改定に合わせて、支給額の上限額を引き上げるものであり、現行の「上限額は修学年数に20万円を乗じて得た額とし最大80万円」を「上限額は修学年数に40万円を乗じて得た額とし最大160万円」へ引き上げるものであります。

その他、文言の追加、修正及び削除並びに行政手続きにおける押印の見直しに関し押印廃止をするものです。

附則において、この要綱は、公布の日から施行し、改正後の見附市自立支援教育訓練給付金交付要綱の規定は令和4年4月1日から適用するものであります。

経過措置として、令和4年4月1日より前に修了した当該教育訓練に係る給付金については、なお従前の例によるものとするものであります。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第47号「見附市子ども支援対策地域協議会運営要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題といたします。

こども課長に説明を求めます

こども課長

議第47号「見附市子ども支援対策地域協議会運営要綱の一部を改正する要綱の制定について」説明させていただきます。

一部改正の理由でございますが、民法改正により、令和4年4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることにより、18歳と19歳の者は成人となり、親権に服することがなくなります。そのため、本要綱で、満20歳に達するまで引き続き措置を採ることとされる延長者についての監護等に係る規定を削るものであります。

条文について説明します。

第1条中、「(以下「延長者等」という。)」及び「(延長者等の親権を行う者及び未成年後見人及びその他の者で延長者等を現に監護する者を含む。)」を削ります。

附則におきまして、この要綱は、公布の日から施行し、改正後の見附市子ども支援対策地域協議会運営要綱の規定は、令和4年4月1日から適用するものとします。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第48号「令和4年度一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原案について」を議題といたします。

教育部長に説明を求めます

教育部長兼教育総務課長

議第48号「令和4年度一般会計補正予算（見積書）」のうち教育関係予算の原案について説明いたします。

10款5項4目、民俗文化資料館費の「埋蔵文化財発掘調査事業」の339万9千円の増額であります。市野坪町雨水排水渠整備工事に伴う七正寺遺跡埋蔵文化財の試掘・確認調査が必要となったことから、委託費用の増額補正をお願いするものであります。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

以上で、本日提出されました議題の審議は、全て終了しました。

これにて令和4年第3回見附市教育委員会定例会を閉会いたします。

15時00分閉会

以上、会議の大要を記載し、その内容に相違ないことを証するため、教育長及び
議事録署名委員ここに署名する。

教育長

渡邊 茂夫

議事録署名委員

小林 弘武